

「消費者被害に関連する数値指標の整備に関する検討会」の
フォローアップ会議
議事録

消費者庁参事官（調査研究・国際担当）

「消費者被害に関連する数値指標の整備に関する検討会」のフォローアップ会議

1. 日 時：令和6年 12月 25 日（水）13:00～14:00
2. 場 所：ウェブ会議を利用したオンライン開催
3. 議 題
 - ・ 消費者被害・トラブル額の精緻化に係る推計方法見直し(案)について
4. 出席者
 - (委員)
佐藤香委員、菅幹雄委員、田口義明委員、
拝師徳彦委員、丸山千賀子委員
 - (事務局)
藤本政策立案総括審議官、柳沢参事官（調査研究・国際担当）
5. 配布資料
 - 資料1 消費者被害・トラブル額の推計方法見直し(案)について

○柳沢参事官 それでは、定刻になりましたので、「消費者被害に関連する数値指標の整備に関する検討会」のフォローアップ会議を開催いたします。まずはじめに、委員の皆様を御紹介申し上げます。五十音順にて失礼いたします。

○柳沢参事官 東京大学 社会科学研究所教授 佐藤委員。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 よろしく願いいたします。

○柳沢参事官 法政大学 経済学部教授、法政大学 日本統計研究所所長 菅委員。よろしくお願いいたします。

○菅委員 よろしく願いいたします。

○柳沢参事官 名古屋経済大学 名誉教授、公益財団法人消費者教育支援センター 理事長 田口委員。よろしくお願いいたします。

○田口委員 よろしく願いいたします。

○柳沢参事官 千葉マリン法律事務所弁護士、全国消費者行政ウォッチねっと事務局長 拝師委員。よろしくお願いいたします。

○拝師委員 よろしく願いいたします。

○柳沢参事官 金城学院大学 生活環境学部教授、公益財団法人関西消費者協会理事長 丸山委員。よろしくお願いいたします。

○丸山委員 よろしく願いいたします。

○柳沢参事官 本日は、どうぞよろしくお願いいたします。開会にあたり、消費者庁政策立案総括審議官の藤本より御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○藤本政策立案総括審議官 消費者庁政策立案総括審議官の藤本でございます。お世話になっております。本日は、御多忙の中、本フォローアップ会議に御参加いただきまして、ありがとうございます。皆様方には平成25年度に最初にお集まりいただき、「消費者被害に関する数値指標の整備に関する検討会」において現行の「消費者被害・トラブル額」の推計方法を検討いただきました。お蔭様で、当該検討会で示された手法に基づき、消費者庁においては、約11年にわたり消費者被害・トラブル額の推計結果を公表してきたところであります。報道でもこの推計額は度々取り上げられるなど、「消費者にとってわかりやすい」、「経年変化を比較できる」数値指標として定着してきたものと考えております。一方で、長期にわたって推計を続けてきた中で、「消費者にとって分かりやすい」、あるいは「経年変化を比較できる」数値指標という、本推計の元々の目的に照らして若干の手直しが必要なのではないかと思われる点も見えてきたところであります。本日のフォローアップ会議では、本推計が消費者被害・トラブルに関する数値指標として、より正確に実態を反映したものとする観点から、見直し案をお示ししたく考えております。皆様におかれましては、それぞれの御見解から、本案に対して、御意見いただけますようよろしくお願いいたします。本日はお忙し

い中、本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○柳沢参事官 それでは、議事に入りたいと思います。議事進行、資料説明は消費者庁参事官の柳沢より進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。資料でお示ししている推計方法の見直し（案）について、御説明させていただきます。

現状の推計方法について御説明申し上げたいと思います。資料2ページ目、消費者被害・トラブル額ですが、15歳以上の人口と、トラブルの発生確率、トラブルの平均金額の3つを掛け合わせることで推計を行っているものでございます。15歳以上の人口は総務省統計局の人口推計を用いております、また、トラブルの発生確率につきましては、消費者庁が年1回行っております消費者意識基本調査という消費者を対象といたしましたアンケート調査において、直近1年間に消費者トラブルの経験があったと御回答いただいた方の割合を用いております。最後にトラブルの平均金額につきましては、全国の消費生活センター等に寄せられました実際の消費生活相談において、相談者から申し出がありました金額がPIO-NETに記録されておりますので、それを用いて算出する形をとっております。また、推計にあたりましては、本人が認識されている被害・トラブルのうち、1万円未満のもの、同じく本人が認識されている被害・トラブルのうち1万円以上のもの、これは金額の上限なく、1万円以上のものの全てを含んでいるものでございます。そして、最後に3つ目として本人が認識していない被害・トラブル、高齢者が認知症等で御自身がトラブルに遭われていることを認識されておらずに、他の人が本人に代わって相談をされているもの、その3つの区分に分けて計算をしているところでございます。今回の見直しに関わるのは、1万円以上の高額案件に係る区分についてでございます。1万円以上の案件につきましては、消費生活相談案件のうち、ごく一部の極端な金額の案件が平均金額の算出に相応の影響を与えてしまう、また、発生確率につきましても、消費者意識基本調査において、トラブル経験の回答数が多い、比較的低額な案件のデータを反映したものとなるといった特性がございます。このため、極端な金額の案件が実態以上に推計全体に影響を及ぼしてしまうという可能性が生じているところでございます。こうした課題を踏まえた見直し方針が次の3ページでございます。最初の黒丸のところですが、基本的な考え方をお示ししております。ごく一部の案件が推計全体に影響を与えるということを防止する観点から、ある程度正確な発生確率等の算出が可能なデータに基づいて推計を行うこととしてはどうかと考えております。こうした考えに基づきまして、データの検討を行ってございましたところ、発生確率の算出元となっております消費者意識基本調査では1億円以上のトラブル経験があったという回答は過去5年間でキャッチできていないことが分かりました。1億円以上の案件に限った話ですが、トラブル発生確率の正確な算出が困難である、結果としてトラブル額の推計自体も困難になっているという状況になっております。こうした点を踏まえまして、2つ目の黒丸ですが、消費者被害・トラブル額の推計

は1億円未満のデータに基づき行うこととしてはどうかと考えております。他方、1億円以上の相談につきましても、実際に消費生活センター等に寄せられているという現状を踏まえまして、消費者への説明責任を果たすという観点から、1億円以上の相談案件につきましてもPI0-NETに寄せられた相談件数及び総額を推計に併記をするということとしたいと考えております。このページの下段に参考といたしまして、一部データを除外することが問題にならないかといった点について考え方を示しております。まず、統計学におきましては、ごく一部の極端なデータ、異常値等といいますけれども、そういったものが統計処理に与える悪影響を除くため、スクリーニングを行うということは一般的であるということでございます。その手法としては、例えばデータ全体の標準偏差の2倍以内、又は3倍以内のデータを統計処理の対象とするといったものがございます。標準偏差の2倍以内に含まれるデータは全体の約95%、3倍以内の場合は約99.7%となっているということで、除外されるデータはどのくらいかといいますと、それぞれ約4.6%と約0.27%という形になります。他方、PI0-NETに寄せられております1円以上の案件が毎年30万件程度であるのに対しまして、直近5年間で1億円以上の案件は50件未満で推移をしているというところでございます。30万分の50ということで全体の約0.01%というところになりますので、除外するデータとしては統計学における一般的な手法と比べても大分控えめな、限定的な数字になっていると考えているところでございます。このため、極端なデータが推計全体に与える悪影響を除くという観点から妥当なものになっているのではないかと考えております。他方、先ほども申し上げましたとおり、消費者への説明責任という観点から1億円以上の案件については、件数・総額を推計と併せて記載をすることとしたいと考えております。次の4ページが見直しを行った場合、推計結果がどのように変化するかでございます。まず、現在の推計方法でございますが、昨年2023年のデータでいいますと、約8.8兆円という形になっております。こちらにつきましては先ほど御説明をしましたとおり、異常値の影響によって推計額が変動しやすいといった特性がございます。そのため、長期的に推計結果の傾向を分析するという観点からすると、やや妥当性に問題が出てくるのかなと考えているところでございます。他方、見直し案ですけれども、昨年2023年で計算してみますと7.9兆円、全体の規模感的にはそれほど大きく動かないといったところと言えるのかなと思います。また対前年で変動率というものを見た場合、2022年から2023年までの変動で見ますと、現行の推計方法がプラス35%であるのに対して、見直し案ですとプラス31%ということで変動がある程度抑えられるという形になっております。変動を抑える抑制幅が控えめであるというところがありますけれども、我々として将来どのような異常値が出てくるのか、分からないという中でなるべく早め早めに気づいた点については手直しを図っていくことが妥当であると考えておりまして、このような見直し案を御提案させていただいているというところでございます。見直し案の下部には、1億

円以上の相談案件は以下のとおりと記載をしております。今段階ではこのような形で記載をしてはどうかというイメージを付けさせていただいているところでございます。ここにつきまして、記載の方法はまた令和7年版の消費者白書を作っていく中で更に検討を加えていきたいと思っておりますが、現段階でこのようなイメージを抱いているといったことをお示したものでございます。見直し案につきましては、もし御了解いただけましたら、これに基づいて今後推計を進めていきたいと考えているところでございますが、それ以外、最下段を見ていただきますと、消費者庁においては、継続的な推計の妥当性の確保に努めていくということが必要だと考えております。また、消費者トラブルにおいて消費者が事業者を支払った金額としてPIO-NETに記録された情報が本推計の基礎となっていることを踏まえまして、消費生活相談における正確な情報の把握を確保する観点から我々、国民生活センターや全国の自治体・消費生活センターと更に連携を図っていくといったことが必要と考えておりまして、その旨付記しているところでございます。

私からの説明は以上です。

それでは、本見直し（案）について、委員の皆様から御発言いただければと考えております。また、事前に田口委員からは御質問等をいただいております。それは委員の皆様にも事前に共有をさせていただいております。今回この場でいただいた御質問等については、後ほど合わせて御回答申し上げたいと考えております。また、発言時間はお一人当たり3分程度でお願いできればと考えております。

まず佐藤委員に御指名をさせていただきまして、その後は五十音順に、順次、指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは佐藤委員、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 御説明ありがとうございました。統計学的に考えて平均値というのは外れ値に非常に大きく影響されることが広く知られておりますので、外れ値を除外することは妥当であると私は考えております。ただし、1億円以上の案件、これが注記で書いていただくのも結構だと思いますが、どういう取引、購入したものでどういう被害が生じるのかは、最後に御説明のあった国民生活センターや消費生活センター等で把握していただいて、内容がどういうものであるかも把握していただく、必要があれば公表する。それから2023年で1億円以上の被害額が額も大きいですし、件数も少し多いということが起きていて、高額な消費者トラブルが発生しやすくなっているのかもしれないということを念頭に置いて、平均値とは別に消費者被害というものの動向について、平均額と高額案件の二本立てで公表がされるとよりわかりやすいのではないかと思います。私からは以上です。

○柳沢参事官 ありがとうございました。次に、菅委員、よろしくお願いいたします。

○菅委員 標本調査でまれな事象を把握するのは非常に難しいと一般的に言われていて、家計調査では乗用車の購入というのは非常にまれなことなので、誤差がどうしても大きくなってしまいます。統計学ではそれを補うために、家計消費状況調査という別の調査を行ったり、あるいはマクロの推計では、消費側ではなく、車の販売額からマクロを押さえたりするという工夫はしております。こういうまれな事象を把握することは標本調査ではどうしても難しいというように思います。したがって、今回の対応は適切ではないかと考えます。あとは、1億円以上を何か別のもので補えば一番良いと、例えば先ほどお伝えをしたようにマクロの推計では、消費者側から乗用車の消費額を推計するのはどうしても誤差が大きいのので販売金額から把握をしています。例えば、訴訟金額とか、別途の情報を補えばいいが、何か代替的な情報がもし入手できるならば、そうした方がよろしいのではないかという風には思われますが、標本調査としてはこれが限界だと私には思われます。

○柳沢参事官 ありがとうございます。次に、田口委員、よろしくお願いいたします。

○田口委員 全体として4点ございます。まず第1点は今回の推計方法の見直し案については、その趣旨・狙いは理解できます。また、妥当だとも思います。ただ、同時に、これを来年の消費者白書で打ち出す際には、誤解が起こらないように以下のような課題にも十分留意する必要があると考えます。

2点目ですが、一番のポイントは消費者被害・トラブル額というものの全体性、包括性との関係でございます。今回、消費者被害・トラブル額の推計は1億円未満のデータに基づいて行うという形で打ち出した場合に、従来、行ってきた消費者被害・トラブル額推計の狙いは消費者被害・トラブル全体の大まかな規模を明らかにすることが一番の眼目であると言ってきたわけですので、これらが整合的に説明できるかどうかという点です。例えば、次のような質問にどのように答えるかということですが、「今回の推計方法の見直しにより、今後消費者被害・トラブル額の推計にあたっては、1億円以上の高額被害は除かれることになるのか」であったり、「仮にそうだとすると消費者が受ける被害・トラブルの全体を捉えようとするこの推計の狙いが損なわれてしまうのではないか」という質問がありうるかと思います。短絡的な誤解なり受け止め方が生じないように注意する必要があるかと思います。

3点目は、推計額の連続性との関係です。現在の推計方法は決して絶対、最良というようなものではありませんので、改善点があれば取り入れることは躊躇する必要は無いと考えます。他方、その場合、これまで10年あまりにわたって消費者被害・トラブル額ということで公表してきた数値との連続性をどう考えるかが一つの留意点であるかと思えます。今回の推計方法の見直しは、推計額の規模感を大きく変更するほどのものではな

いので、この点は大きな問題ではないと思いますが、例えば推計方法をより精緻化する場合に、「平均金額」の算定において、現在の3区分（①1万円未満、②1万円以上、③高齢者の不認識被害）を4区分（現在の②を1万円以上1,000万円未満と1,000万円以上に区分）にして推計をすると、推計額が大きく変動してしまうようですが、こうした推計方法の「精緻化」は、今後採用することは事実上困難となってしまうのでしょうか。規模感が大きく変わってきてしまうとなかなか採用するのが難しくなってしまうという面はどう考えたらよいのかという点はあろうかと思います。

最後に4点目、推計額の長期推移についてどう考えるかということです。2014年当時の報告書では推計額の経年変化をどう見るかについては今後の課題とされました。また、2014年消費者白書におきましても、消費者被害・トラブル額の推計は、意識調査に基づくものであること等から、毎年の短期的な増減を政策評価等に用いるには必ずしも十分な精度が期待できないものの、今後毎年推計を実施していくことにより、中長期的にみれば消費者行政の成果を測定する上で有効な指標となると記述されています。消費者被害・トラブル額推計開始から来年で12年目ということになりますので、2025年版白書では、推計額の長期推移に関し、何らかの評価なり言及を盛り込む必要があるのではと考えますが、この点いかがでしょうか。

○柳沢参事官 ありがとうございます。次に、拝師委員、よろしくお願いいたします。

○拝師委員 いただいた案で統計学的にはそういう処理で問題無く、やむを得ないというのは理屈上ではわかるのですが、消費者問題を取り扱っている立場からすると、なんとなく違和感があるのは、元々消費者被害の特徴として、ある悪質商法をやっている事業者が、同じ手口で同じようなターゲット・顧客層に対して働きかけをして、被害を多数発生させるという傾向があります。したがって、1億円の被害があった場合に、たまたまそのケースだけが異常でその事業者が同じようなことをほかでやっていないということはまれです。そのため、それを切ってしまうと、1億円だけを推計そのものから外すと、その事業者がやっている同じような被害額が漏れるのではないのかという素朴な違和感があります。具体例でいうと、毎年起きるわけではないですが、大規模消費者被害が10年や20年に1回というスパンで起きていて、例えば、安愚楽牧場の被害の場合は、報道ベースで被害者が7万3,000人、被害総額が4,200億、ジャパンライフという会社の場合は被害者7,000人で、被害額が2,100億と桁がかなり大きい。最近私が扱ったケースでは、いわゆるSNSを使った有名人のなりすましの投資被害相談者の被害額は4,000万、他の弁護士から聞いていても同じような金額、非常に高額な被害に遭っている方がざらにいます。そういう被害の中で1億を超える方も中にはいらっしゃるということなんですが、4,000万、5,000万円の被害がざらにあり、たまに1億円というケー

スがある中で、1億円を例外といって外してしまっているのかは疑問だということで、もちろん、中には、たまたま普段数百万くらいの顧客をターゲットに詐欺行為をやっているグループが、被害者がお金を持っていたから次々とその人からお金をだまし取って結局1億円になってしまったレアなケースも無くはないのかもしれませんが、先ほど紹介をしたようなケースは計画的に沢山お金をもっている方をターゲットにして、全国規模で商売をやると。SNSのケースを挙げましたが、それも地域限定ではなく、幅広く色々な方がターゲットにされて、しかもお金を持っていれば根こそぎ持っていかれる。そのような事態が起きていますので、その1億円で切って良いかどうかは事例によるのかなと思います。普段は切っても影響がないのかもしれませんが、大規模被害が起きた時も同じように、1億円で切ってしまって大丈夫なのかなという懸念は正直いってあります。

先ほど、代替の情報がないのかという菅委員の話だったかと思いますが、安愚楽牧場やジャパンライフは検挙されているのでトータルの被害額が分かります。菅先生のおっしゃるとおり、車で言うとも販売金額側の件数になろうかと思います。警察庁も利殖商法や特定商取引法の対象の取引等のある程度分類した上で被害額などを発表していきまして、そちらは実数です。検挙して、捜査を入れて、その事業者の稼いだ金額をそのまま出していますので、これは推計ではなくて実額ということなので、警察に上がっている利殖系のものが全て1億円を超えているということはないですが、それなりに高額なものが含まれているというような状況でありますので、その辺の実数的なデータをどう活用するかも考えていただけるとありがたいと思います。現状、こういった形で統計的な問題点を修正したうえで、消費者への情報提供として1億円以上の相談案件の件数と金額を出すことは最低限と思っていますが、さらに田口委員がおっしゃるように全体像をなるべく正確に割り出す工夫もできないかなというのが正直なところで、基本的には賛成しつつ、もう少し工夫がないかはもやもやしているというような現状です。以上です。

○柳沢参事官 ありがとうございます。最後に、丸山委員、よろしく願いいたします。

○丸山委員 拝師委員から現場の様子を聞いて少し迷うところもあるんですけども。1億円以上の被害というのが最近になって出てきた、例外と捉えられるものとすれば、これを入れてしまうと経年の比較ができないため見直しの必要が出てきたということで、時期的にも丁度よく、適切なお対応かとは思っております。確かに、これまでの一般的な消費者被害の事例を元に考えますと、1億円以上のものを含めてしまいますと、これまで一般的とされてきた消費者被害の推計をする際に、全体的な傾向が見えなくなるのではないかと思います。一方で田口委員の御意見のように、高額被害が除か

れても消費者被害全体の規模を明らかにすることができるのかというような疑問が出てくることもあろうかと思えます。

最近出てきた1億円以上の高額被害というのが、外れ値であったり、これまで考えられてきた消費者被害の枠組みを超えたものであったりということなら、基本的に1億円以上の相談案件を除外しながら、その被害の精査は別に分類して備考や資料として整理すればいいのではないかと考えます。ただし、新しい詐欺のような性質のものもこれから出てくるかもしれず、高額な被害に関しても、推計に含まれることもあり得るので、将来的に1億円以上の相談を推計に含めることになったとき、過年度の分もその視点で分析できるように、明確な形で資料を残す必要があると思います。田口委員から、白書に何らかの評価や現況を盛り込むという意見がありましたけれども、このような将来の可能性も踏まえて説明出来ればと良いのではないかと思います。以上です。

○柳沢参事官　ありがとうございました。皆様からいただきました意見につきまして、順にお答えを申し上げていければと思います。

佐藤委員から全体的には見直し案については御理解をいただいたと考えております。被害事例の高額案件を除きつつ、被害事例の具体的なものを分析してはどうかといったお話をいただいていたところです。こちらにつきましては、消費者相談の傾向等は別途白書に、推計とは別に掲載をしているところでございまして、その分析なり記載をどう充実させるかという観点での御質問かと受け止めさせていただきました。そこについては、当然常にある課題と思っております。我々としても消費生活センター等に寄せられた相談の傾向について適切に把握をして、消費者への情報提供の観点からしっかりと必要な情報を白書へ書き込んでいければと考えております。

菅委員も全体的な方向感については御理解をいただいたと理解をしておりますが、代替的なデータの活用を検討してはどうかといった御意見をいただいたところです。我々としてもこの推計の確からしさというものをどう担保するかは常に課題として認識しております。そういった観点からもし代替できるデータがあれば、推計に取り入れるのか、推計に併せて出していくのか、そういったことは検討していくべき課題と考えているところでございます。また、データによっては他省庁のデータ等もございますので他省庁との連携であったり、そういったことも考えていくべきと考えているところでございます。我々として、消費者問題について、消費者に対してお示しすることに意味があると考えているところを消費者庁のデータだけではなく、他省庁のデータも含めて、なるべく白書に盛り込んでいく形をとっています。そういった中で併せて考えていければと思いますし、そういった中で推計に取り入れられるものがあれば将来的な課題として、ま

た検討していくことになると考えているところでございます。

田口先生から大きく4点ほど御質問・御意見をいただいております。いただいた順に回答させていただければと思います。次のような質問にどう答えるのかという観点で、推計方式の見直しで高額被害が除かれることになるのかといった点と、その場合、消費者が受ける被害・トラブルの全体を捉えようというこの推計の狙いが損なわれてしまうのではないかとということにどうお答えをするのかという2点をいただきました。これらは直結する話なので併せて御回答をさせていただきますと、今回の見直しですが、我々として考えるのは推計の連続性を一定程度維持しながらサンプル数の制約から統計的に処理することが困難なことがどうしてもデータの中で出てきております。長期的な推計の推移・経過を把握する観点から悪影響を及ぼすといったことがあります。そういった悪影響がないようにという目的で今回の見直しをさせていただきました。他方で、高額被害を除いてしまうことが果たして妥当かという点は、推計としては悪影響を及ぼすリスクはありますけれども、実際に高額なものも御相談をいただいている、被害として発生しているということは事実でございますので、そこはしっかり件数・総額についてはお示しをしていくことで、我々消費者への説明責任を全うしていきたいと考えているところでございます。佐藤委員からもお話ございましたが、そこにつきましては白書の中で、消費生活相談のトピックに含めることなども考えて、しっかり記載をしていくといった形で消費者に対して説明させていただきたいと考えているところでございます。

推計額の連続性に関する御意見もいただいております。なるべく、連続性を維持する観点もありつつ、更に精緻化すると規模感の変動が出る可能性があります。そういうものをどう考えるのかという御主旨の御意見だったかと思えます。我々としては、今回は規模感が大きく変わってしまうと、これを長くウォッチしてきた側からしますと、結果傾向としてどうなのかが見えにくくなってきてしまうと思いましたので、なるべく規模感を大きく損なわない範囲で必要な手直しだけ小規模やっという観点で見直し案を提示させていただきました。ただ、これをもって将来の見直しを拘束するものではないと思っておりますので、更に精緻化が必要になった場合には、その時々において、必要な手続、方法をとって見直しをすることがあると考えております。連続性をとるか正確性をとるのかというのはなかなか難しい政策判断もございますので、その時々状況によって、また判断が変わってくるところがあるかと思いますが、まずは「ひたすら精緻化を目指す」というよりはある程度、過去との比較をしやすい形で見直しをかけたいと思った次第でございます。

最後に、推計額の長期評価について10年以上やっているので何か評価をすべきではないという趣旨の御意見をいただいております。こちらについては我々がどこまで評価がで

きるのかという技術的な難しさはありますが、貴重な意見をいただいたと思っておりますので、次の消費者白書で何らかに記載ができないか、まずは受け止めさせていただいて、検討をさせていただければと思います。この場でこうしますと言えずに恐縮でございますが、御主旨はしっかり承りましたので、我々としても何か書けることはないかしかりと考えていきたいと思っております。

拝師委員からいただいた御意見でございます。大きな方向感については御理解いただいたものと理解をしておりますが、なかなか1億円を超えるものを本当に除外していいのかに若干の違和感があると御意見いただいたところでございます。ここはあくまでも推計から除くということであって1億円以上の相談案件を無視するわけでは全くないということを御理解いただければと思います。個別の消費者被害、消費者トラブルの性質といったものを捨象したもので被害の全体額をお示しするというのがこの推計の目的であると理解をしております。恐らく拝師委員がおっしゃっていたのは、色んな被害がある中で、そういった被害の性質に目配せをして対応すべきといった御趣旨の御意見と考えております。そこは各執行等を担っております各課において、様々な情報を得ながら必要な施策、ないしは行政執行を検討していくことは引き続き当然やるべきことと考えておりますので、そこはしっかり庁内でも連携をして対応をしていきたいと考えております。また、拝師委員からは代替情報の活用については、菅委員と同様に活用をしてはどうかといった御意見をいただいております。その具体例として、警察の検挙事案等のデータもあるのではないかと御意見をいただいたところでございます。代替的な情報の扱いについては、菅委員からいただいた御意見に御回答をさせていただいたとおりでございます。我々としても代替情報はもし有効に活用できるものがあれば、活用していくというように考えております。他方で検挙事案につきましては、当然拝師委員は推計にそのまま入れるといった趣旨ではなかったと理解をしておりますが、検挙された事案も既に推計の中に入っている可能性があり、二重に入れてしまうリスクもあるので、推計との関係では扱いにくいデータかと考えております。消費者被害というのは民事上のトラブルだけでなく刑事事件になるものも出てきますので、そういった観点で我々様々な場面で警察庁とも連携をさせていただいております。検挙事案にかかるデータをそのまま何処まで使うのかという問題点はあろうかと思っておりますけれども、必要なデータについては活用させていただきたいと思っておりますし、そういった中で、特に推計だけではなく、行政執行だとか、様々な政策の検討、そういった観点でデータの検討が不十分ではないかと思われる部分があれば、引き続き御指導をいただきたく存じます。

続きまして、丸山委員も全体的な方向感については御理解をいただけたものと理解をしております。ただ、一部のデータを除くということで全体が分かるのかという疑問に対

してちゃんと答えられるようにといった御指摘をいただいておりますので、我々としてもしっかり認識をして、もし何か御質問があればしっかり御説明をしていきたいですし、今回の見直しにつきまして世の中に御理解いただけるように対応をしていきたいと考えております。また、推計の見直しを行った場合に、遡って検証できるようにという御主旨の御意見をいただいたかと思います。まさにそこはおっしゃるとおりだと思います。勝手に変えて、後になってどうして変えたのか、何が変わったのか分からないということはあってはならないことだと思いますので、今回の対応につきましても、新しい白書では何を変えたかは記載をしていきたいと思っておりますし、今回の白書は次の白書の切り替えの時期になりますので、従来どおりの推計と見直し後の推計を両方つけさせていただく形が良いのかなと現在考えているところでございます。再来年公表するものからは見直し後のものだけを掲載するなど、そういった形があらうかと考えているところでございます。

私の方から御説明は以上でございます。もし、漏れている点や、追加で御質問等ございましたら宜しく願いいたします。

○拝師委員 御説明ありがとうございます。一つ疑問に思っていますのが、先程、例に挙げたような安愚楽牧場やジャパンライフといった大規模消費者被害が、毎年起きているわけではないですが、5年とか10年とかで出てくることがあって、その時にそれなりに1億円を超えるようなものが相当数ある中で、同じ閾値で1億円以上を外して推計するということには違和感があります。そういうところへの対応が今の見直し案だと、下の注で件数と総額で記載があり、多少は増えるのかもしれないですが、それ自体がPIO-NETに挙がってくるのは一部ということになるので、警察では全体像を把握してトータルで4,000億といっているのに、PIO-NET上では20億というデータでいいのかというのは素朴な疑問で、なかなか統計的には処理しにくいのかもしませんが、10年、20年に出てくるような大規模消費者被害のようなものに対する対応として場合によっては別途考えておかないといけないのではないかと。

○柳沢参事官 もし、顕在化した大規模な消費者トラブル等があったとして、それは消費者のトラブルのトピックとして非常に大きなものであると思いますので、そこは今回の推計に限らず、推計の関係は抜きにしても、白書に掲載せざるを得ない話かと思っております。PIO-NETに載っている数字だけでよしとするだけではなく、恐らく、検挙事案として大規模なものになっていれば、検挙事案に関するその情報等も白書に掲載せざるを得ない、寧ろした方が良いという情報と思っておりますので、そこはなるべく漏れなくやっていく話かなと思っております。さらにその閾値がずっと一律で良いのかという御趣旨の疑問も含まれているのかと思いました。そういった観点で言いますと、1億

円という水準が未来永劫変わらないものとは我々考えておりません。現状で統計学的に見たときに、除いても問題ないデータ量に照らしても、極めて少ないであろうという観点で設定をただけでありますので、ここまできたら除いてはいけないという話になれば、除いてはいけないと考えています。そういった場合には、しっかり閾値となるものについても見直しをかけて行く必要があると思っています。そこは全体の傾向を我々としてウォッチさせていただきながら、今回お示しさせていただいた閾値というのが妥当なものかというのは継続的に検証させていただければと考えております。

○**弁護士委員** 素人的な発想なんですけれども、閾値を変えて構わないというのは単年度で変えて、また戻すということは統計学的には許されないんですよね。

○**柳沢参事官** ここはなかなか今段階で答えをするのは難しいところとは思いますが、ある程度単年度で本当に増えている場合というのは1億円以上の案件は除いて良いのかという論点は必ず出てくると思っております。その時は、その時の規模感等を踏まえて判断をせざるを得ないかと考えております。あまりに毎年、基準を変えるというのは確かに望ましいことではないと考えます。ただ、増えてしまうからにはそれなりの理由があると思いますので、そこは単年度特別の対応をとるのか、閾値を調整するのか、それはその時々状況によって判断せざるを得ないことと思います。

○**弁護士委員** 可能であれば予め対応は考えておいた方がいいと思っています。先ほど、丸山先生もおっしゃっていましたが、どういう案件なのかをきちんとデータを取っておくことは私も賛成するところでして、見直し案の一番下にも、国センや全国の消費生活相談窓口等との連携に触れていただいておりますけれども、例えば数千万以上の高額な被害については、PIO-NETへの入力以外に少し詳しくにどういう案件であったかというのをシートでも作って情報を提供いただくとか、やはりその1億円というものが本当に突発的なものなのか、4,000万円、8,000万円、9,000万円、1億円と連続性のある被害なのか、その辺の把握も含めてやる必要があると思いますので、一定程度高額なものについては、別途正確な情報をお願いして提供していただくことを検討してはどうかという風に思っております。

○**柳沢参事官** ありがとうございます。情報の提供の仕方については、我々としても引き続き検討をさせていただきたいと考えております。

○**田口委員** 今の点とも関係するんですが、消費者被害・トラブル額推計の全体性との関係は今回の見直しの説明ぶりとも大きく関わってくるのかと思います。元々消費者被害・トラブル額の推計というのは積み上げで算出しているわけではないんですね。トータルを3区分で推計していますが、高額案件のものを従来からその一部として特別に算

出して、それを積み上げていたわけではありません。今回統計上の異常値を外して平均金額を算出したに過ぎないわけですから、今回のものを白書で御紹介するような際に、消費者被害・トラブル額として、今年度からは高額な被害は特別に控除したかのように誤解されないよう十分注意していただければと思います。消費者被害・トラブル額については、高額被害が元々その一部として特別に積み上げて推計されていたけれど、それが今回あえて除外されたかのように受け取られると指標の意義が大きく損なわれてしまうということにもなるかと思いますが、説明ぶりを十分注意し、今まで推計していたもののあるパートが除かれ、全体性がこの指標からは損なわれた、あたかも高額案件を除く消費者被害・トラブル額になったかのような受け止め方がされないように、十分注意をしていただければと思います。それから、最後の長期推移の評価の点は次の白書で御検討いただけると回答いただけたので、是非その点御検討をいただければと思います。

○柳沢参事官 ありがとうございます。まさに誤解を与えないようにという貴重な御指摘、肝に銘じていきたいと思います。我々としてもこの推計の目的、消費者トラブルの被害額の長期的な傾向を把握していくという趣旨に照らして、より最適な見直しをやりましたということを強調していきたいと考えますし、そういった中で、高額なトラブルについて、我々は見ないという間違ったメッセージを与えないように気をつけていきたいと考えております。また、推計の評価につきましては、先ほど申し上げさせていただきましましたとおり、しっかりと検討をさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

○丸山委員 先ほどの私の発言が説明不足だったかもしれませんので、補足をいたします。将来の可能性を考えて説明が出来ればいいのではといった点ですけれども、例えば今回、異常値として除外しますけれども、将来的に、実は推計に反映すべき値だったことが判明した時のことを考えて、除外していた期間も遡って同様の分析ができるような十分な資料を出しておけば良いのではないかとということも含めて申し上げました。

○柳沢参事官 ありがとうございます。御趣旨を踏まえておらず大変失礼いたしました。その時は異常値だと思っていたものが、将来、異常値ではなかったと判明した場合、その時に遡ってやり直しができるようにという点は正におっしゃるとおりかと思います。我々もデータはなるべくしっかり残していきたいと思っております。勿論、行政上のデータなので、どうしても文書管理の観点で廃棄の時期があつたりしますが、法制度に則って残すことで、検証できるようにしていきたいと思っております。

○柳沢参事官 他に御意見等ございませんでしょうか。それでは今回、御説明させてい

ただいたところで、見直し案を御了承いただけたらと考えております。その前に繰り返して恐縮ですが、冒頭、政策立案総括審議官の藤本からも申し上げましたとおり、今般の見直しは、今までの推計との連続性を保ちながら、消費者に分かりやすい、経年変化を把握可能な数値指標という本推計の目的に照らして必要となる、最小限の修正を行うものでございます。また、いただきました御意見、諸々説明責任を果たしていく観点から非常に貴重な意見をいただいたと考えております。我々、いただいた御意見、御知見を活用し適切な情報提供をしていきたいと考えておりますが、今般見直しについていかがでしょうか。

<委員より異議なし>

○柳沢参事官 ありがとうございます。御異議がございませんでしたので、御了承いただいたと理解させていただきます。有り難うございました。来年度の消費者白書におきましては、本日、御了承いただきました見直し内容に基づきまして、推計を行いたいと思っております。また、先ほど申し上げましたとおり、現行推計の方法についても併記する形でなるべく混乱がないようにしていきたいと考えております。本日は、皆様から多くの貴重な御意見・御指摘をいただきました。いただきました御意見については、今後の推計、白書の作成を行っていくに当たりまして、しっかり参考として活かしていきたいと考えております。本日の御議論の内容につきましては、後日、皆様に御確認いただきました上で、消費者庁ホームページに公表したいと考えております。その際には、大変恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして、「消費者被害に関連する数値指標の整備に関する検討会」のフォローアップ会議を終了させていただきますと考えております。

本日は師走のお忙しい中本会議に御参加いただき大変ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。